

調査の概要及び利用上の注意

この報告書は、令和元年6月1日現在で実施された2019年工業統計調査における「工業調査票甲」及び「工業調査票乙」の従業者4人以上の事業所について、本県分の製造品出荷額等をとりまとめたものである。

なお、この集計値は速報値であり、後日公表される確報集計結果が確定値となる。

1 調査の概要

(1) 調査の目的

我が国の製造業の実態を明らかにすることを目的とする。

(2) 調査の根拠

統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査として、工業統計調査規則(昭和26年通商産業省令第81号)により実施している。

(3) 調査の期日

令和元年6月1日現在

なお、調査年次毎の調査期日と經理事項の調査期間は以下のとおりである。

年次	調査期日	經理事項調査期間
平成26年	平成26年12月31日	平成26年1~12月
平成28年 (経済センサス-活動調査)	平成28年6月1日	平成27年1~12月
平成29年	平成29年6月1日	平成28年1~12月
平成30年	平成30年6月1日	平成29年1~12月
2019年	令和元年6月1日	平成30年1~12月

※平成29年工業統計調査から調査期日を12月31日から6月1日に変更

(4) 調査の範囲

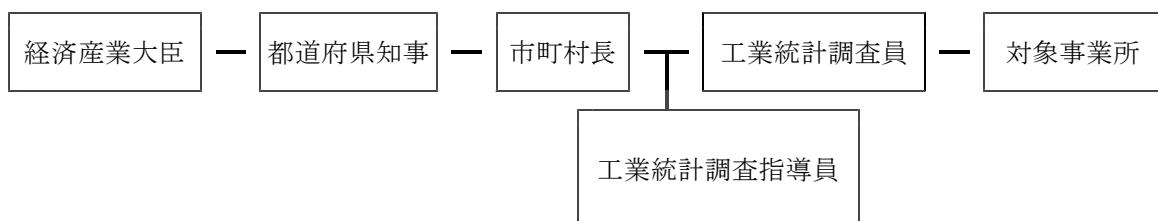
調査は、日本標準産業分類に掲げる「大分類E-製造業」に属する事業所(国に属する事業所、製造加工を行っていない本社等を除く)のうち、従業者数4人以上の事業所について行った。

なお、休業中、操業準備中または操業開始後未出荷の事業所については調査の対象となっているが、集計からは除いている。

(5) 調査の方法

従業者30人以上の事業所については「工業調査票甲」、従業者4人以上29人以下の事業所については「工業調査票乙」を用いた、報告者の自計式調査となっている。調査の方法には、調査員調査と国担当調査がある。

○調査員調査……調査員が直接対象事業所を訪問し、調査票の配布・回収(インターネットで回答した事業所を除く)を行う。



○国担当調査……国(経済産業省)が郵送により対象企業・事業所へ調査票の配布・回収を行う。



(6) 調査項目

別掲「工業調査票甲」及び「工業調査票乙」のとおり。

2 利用上の注意

(1) この報告書は、本県において独自に集計したものであり、経済産業省の公表する数値及び県の確報値とは相違することがある。

(2) この報告書において、平成27年の数値(事業所数、従業者数は平成28年)は、「平成28年経済センサス-活動調査」に基づくものであり、工業統計調査との時系列比較を可能とするため、以下全てに該当する事業所について集計したものである。厳密には工業統計調査の数値と連結しないので、数値の解釈に当たっては御留意いただきたい。

- ・従業者4人以上の製造事業所であること
- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

(3) 用語の説明

① 事業所数

令和元年6月1日現在の数値である。事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれるような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

② 従業者数

令和元年6月1日現在の数値である。従業者とは、常用雇用者、個人業主及び無給家族従事者、有給役員のうち、当該事業所で働いている人をいい、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人(受入者)も含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人(送出者)、臨時雇用者(1ヶ月未満の期間を定めて雇用されている者)は含まれない。

③ 現金給与総額

平成30年1月から12月までの1年間に支払われた「常用雇用者及び有給役員のうちこの事業所に従事している人に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与(期末賞与等)の額」及び「その他の給与額等」※をいう。

※「その他の給与額等」とは、常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に対する支払額(出向元企業・派遣会社への支払額など)、臨時雇用者に対する給与、別経営の事業所へ出向させている人に対する負担額などをいう。

④ 原材料使用額等

平成30年1月から12月までの1年間における、原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計で、消費税額を含む額をいう。

⑤ 製造品出荷額等

平成30年1月から12月までの1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び
製造工程からでたくず及び廃物の出荷額の合計で、消費税及び酒・たばこ税等を含む額をいう。

⑥ 粗付加価値額

平成30年1月から12月までの1年間における数値を以下の計算式により算出したものである。

$$\text{粗付加価値額} = \text{製造品出荷額等} - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税額} + \text{推計消費税額}) - \text{原材料使用額等}$$

(4) 工業統計用産業分類および表、グラフなどに用いる産業名の略称は以下のとおりである。

分類番号	名 称	略 称
09	食料品製造業	食 料 品
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ
11	繊維工業	繊 維
12	木材・木製品製造業(家具・装備品を除く)	木 材
13	家具・装備品製造業	家 具
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙
15	印刷・同関連業	印 刷
16	化学工業	化 学 工 業
17	石油製品・石炭製品製造業	石 油 製 品
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	塑 料
19	ゴム製品製造業	ゴム製品
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革
21	窯業・土石製品製造業	窯業・土石
22	鉄鋼業	鐵 鋼
23	非鉄金属製造業	非鉄金属
24	金属製品製造業	金 属 製 品
25	はん用機械器具製造業	はん用機械
26	生産用機械器具製造業	生産用機械
27	業務用機械器具製造業	業務用機械
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電 子 部 品
29	電気機械器具製造業	電 气 機 械
30	情報通信機械器具製造業	情 報 通 信
31	輸送用機械器具製造業	輸 送 機 械
32	その他の製造業	そ の 他

(5) この報告書で使用している地域区分は、以下のとおりである。

地区名	市町村名
北 部	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村 宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村
中 部	宜野湾市、浦添市、沖縄市、うるま市、読谷村、嘉手納町、北谷町 北中城村、中城村、西原町
那 霸	那霸市
南 部	糸満市、豊見城市、南城市、与那原町、南風原町、渡嘉敷村 座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町 八重瀬町
宮 古	宮古島市、多良間村
八重山	石垣市、竹富町、与那国町

(6) 記号の用法

- [－] 該当数字がないもの及び分母が0のため計算できないもの
- [△] マイナスの数値
- [0][0.0] 四捨五入による単位未満
- [X] 秘匿の数値…集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「X」とした。

(7) その他

統計表中の前年比、構成比等については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の積上げと合計が一致しないことがある。

問い合わせ先:

沖縄県企画部統計課商工統計班

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
電話 098-866-2050